

官報

号外

平成八年十二月五日

○第三百九回 参議院會議錄 第四号

平成八年十二月五日(木曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第四号

平成八年十二月五日

午後四時 本會議

第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、防衛庁の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第一及び第二
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
この際、日程を追加して、
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

平成八年十二月五日 参議院會議錄第四号

議事日程追加の件 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁の職員に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長鎌田要人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔鎌田要人君登壇、拍手〕
○鎌田要人君 ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものでございます。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当及び宿日直手当の額の改定、研究員調整手当の新設並びに筑波研究学園都市移転手当の廃止等を行い、あわせて、寒冷地手当の基準額の定額化等を行うおととするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、公務員の服務規律のあり方、寒冷地手当の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終りましたところ、一般職職員給与法等改正案に対し、日本共産党の笠井委員より、寒冷地手当に関する改正規定を削除する修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、武藤総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案につきましては、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法等改正案に対し、三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長統訓弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔統訓弘君登壇、拍手〕

○統訓弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与をそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新時代に対応した法務行政の組織、給与のあり方、裁判官・検察官の増員の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終り、順次採決の結果、両法律案はい

ずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長下稲葉耕吉君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(下稲葉耕吉君登壇、拍手)

○下稲葉耕吉君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院議院運営委員長提出によるものでありまして、一般職の国家公務員の給与改定に倣い、国会議員の秘書に適用されている別表

第一及び別表第二の給料表の改定等を行うものとしており、本年四月から適用することとしたしております。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
小川 勝也君 魚住裕一郎君
田村 公平君 大森 礼子君
福本 潤一君 椎名 素夫君
西川 玲子君 加藤 修一君
山崎 力君 阿曾田 清君
益田 洋介君 和田 洋子君
常田 享祥君 鈴木 正孝君
菅川 健二君 市川 一朗君
海野 義孝君 小山 峰男君

戸田 邦司君 小林 元君
都築 謙君 荒木 清寛君
石田 美栄君 山崎 順子君
横尾 和伸君 山下 栄一君
浜四津敏子君 釘宮 馨君
直嶋 正行君 統 訓弘君
武田 節子君 寺澤 芳男君
牛嶋 正君 泉 信也君
白浜 一良君 広中和歌子君
勝木 健司君 猪熊 重二君
星野 明市君 木暮 山人君
片上 公人君 及川 順郎君
石井 一二君 鶴岡 洋君
永野 茂門君 栗原 君子君
畑 恵君 芦尾 長司君
水野 誠一君 大野つや子君
矢田部 理君 山口 哲夫君
奥村 展三君 堂本 曉子君
岩永 浩美君 林 久美子君
長谷川道郎君 平田 健二君
北岡 秀二君 小山 孝雄君
鈴木 政二君 高橋 令則君
今泉 昭君 水島 裕君
岩瀬 良三君 龜谷 博昭君
釜本 邦茂君 金田 勝年君
景山俊太郎君 風間 昶君
北澤 俊美君 平野 貞夫君
長谷川 清君 二木 秀夫君
鴻池 祥肇君 石渡 清元君
鎌田 要人君 寺崎 昭久君
木庭健太郎君 足立 良平君
田村 秀昭君 松浦 孝治君

野沢 太三君 永田 良雄君
鈴木 貞敏君 平井 卓志君
林 寛子君 吉田 之久君
大久保直彦君 世耕 政隆君
林田悠紀夫君 前田 勲男君
野村 五男君 西田 吉宏君
服部三男雄君 上野 公成君
岡 利定君 依田 智治君
山本 一太君 三浦 一水君
松村 龍三君 保坂 三蔵君
平田 耕一君 塩崎 恭久君
吉村剛太郎君 溝手 順正君
山崎 正昭君 加藤 紀文君
田浦 直君 狩野 安君
関根 則之君 尾辻 秀久君
矢野 哲朗君 松谷倉一郎君
佐藤 静雄君 野間 越君
南野知恵子君 鹿熊 安止君
陣内 孝雄君 斎藤 文夫君
中曾根弘文君 石川 弘君
須藤良太郎君 片山虎之助君
清水嘉与子君 吉川 芳男君
竹山 裕君 青木 幹雄君
下稲葉耕吉君 上杉 光弘君
宮崎 秀樹君 久世 公義君
香掛 哲男君 倉田 寛之君
高木 正明君 遠藤 要君
大木 浩君 村上 正邦君
坂野 重信君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 太田 豊秋君
笠原 潤一君 上吉原 一天君

橋本 聖子君	林 芳正君
馳 浩君	長峯 基君
大脇 雅子君	萬科 満治君
武見 敬三君	谷川 秀善君
中島 眞人君	中原 爽君
谷本 義君	清水 澄子君
海老原義彦君	岩井 國臣君
阿部 正俊君	横崎 泰昌君
鈴木 栄治君	清水 達雄君
洲上 貞雄君	千葉 景子君
成瀬 守重君	大島 慶久君
真島 一男君	佐藤 泰三君
河本 英典君	三重野栄子君
小野 清子君	志村 哲良君
木宮 和彦君	浦田 勝君
真鍋 賢二君	鈴木 和美君
松前 達郎君	宮澤 弘君
嶋崎 均君	井上 孝君
板垣 正君	石井 道子君
岡野 裕君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	田沢 智治君
齋藤 勲君	国井 正幸君
西川 潔君	山下 芳生君
上山 和人君	日下部禮代子君
峰崎 直樹君	中尾 則幸君
笠井 亮君	菅野 壽君
大淵 絹子君	朝日 俊弘君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
山本 正和君	川橋 幸子君
伊藤 基隆君	佐藤 道夫君
西山登紀子君	須藤美也子君
角田 義一君	及川 一夫君

梶原 敬義君	笹野 貞子君
竹村 泰子君	緒方 増大君
筆坂 秀世君	吉川 春子君
村沢 牧君	本岡 昭次君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	赤桐 操君
田 英夫君	瀬谷 英行君
菅野 久光君	武田邦太郎君
小島 慶三君	藤澤 弘君
上田耕一郎君	

國務大臣
法務大臣 松浦 功君
(國務大臣) 武藤 嘉文君
(國務大臣) 久間 章生君
(防衛庁長官)

議長の報告事項
昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 朝日 俊弘君 補欠 菅野 茂君
地方行政委員 朝日 俊弘君 補欠 菅野 茂君
法務委員 菅野 茂君 補欠 朝日 俊弘君
外務委員 菅野 茂君 補欠 朝日 俊弘君
辞任 田 英夫君 補欠 照屋 寛徳君

本日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

本日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)

防衛庁の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)

内閣委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

法務委員会に付託

本日衆議院から予備審査のため次の議案が送附された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一〇号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成八年八月一日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当及び宿日直手当の額の改定、研究員調整手当の新設並びに筑波研究学園都市移転手当の廃止等を行い、あわせて、寒冷地手当の基準額の定額化等を行うおうとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成八年度において、約四百二十五億円である。

審査報告書

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

附帯決議

現下の厳しい財政事情及び社会状況にかんがみ、国民の理解を得るため、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

- 一 更なる公務効率及び行政サービスの向上並びに一層の公正な公務運営の確保に努めること。
- 一 国民の公僕たる公務員は、国民から疑念を招くことのないように一層の綱紀の肅正に努めること。
- 一 行政経費を抑制するため、その経費の見直しと合理化等格段の削減に努めること。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「調整手当」の下に、「研究員調整手当」を加える。

第十条の三第一項中「五年以内の」を「十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の」に、「(第一号及び第二号)を、(第一号から第三号まで)に改め、同項第一号中「三十万二千九百円」を「三十万七千五百円」に改め、同項第二号中「五万八千八百円」を「五万九千四百円」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。第十一条の八において同じ。)に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職(前二号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額十万円

第十一条第四項中「二千五百円」を「三千円」に改める。

第十二条の八を第十一条の九とし、第十一条の七の次に次の一条を加える。

(研究員調整手当)

第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員(研究職俸給表の適用を受ける職員(人事院規則で定める職員を除く。))及び指定職俸給表の適用を受ける職員(試験研究に関する業務に従事する職員に限る。)をいう。以下同じ。)の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関(第十二

一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。)で人事院規則で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 研究員調整手当は、特定試験研究機関以外の機関で共同研究等により特定試験研究機関との有機的な連携が図られている機関(第十二条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。)として人事院規則で定めるものに勤務する職員のうち教育職俸給表(一)の適用を受ける職員(人事院規則で定める職員を除く。))及び指定職俸給表の適用を受ける職員(教育研究に関する業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)にも支給する。

3 研究員調整手当の月額額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額額の合計額に百分の十(調整手当支給官署に在勤する職員にあつては、その割合から当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十二条の三第二項各号に掲げる割合を減じた割合)を乗じて得た額とする。

4 前三項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

5 第一項又は第二項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定

による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第一号及び第三号並びに第五項中「四万円」を「四万五千円」に改める。

第十三条の四を削る。

第十九条中「及びこれに対する調整手当」を「並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当」に改める。

第十九条の二第一項中「三千四百円」を「三千六百円」に、「一万六千円」を「一万七千円」に、「六千四百円」を「六千六百円」に、「五千円」を「五千四百円」に、「二万四千円」を「二万五千五百円」に、「九千六百円」を「九千九百円」に改め、同条第二項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

第十九条の四第三項中「調整手当」の下に「及び研究員調整手当」を加え、同条第四項中「及びこれに対する調整手当」を「並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当」に改める。

第十九条の五第二項及び第三項中「及びこれに対する調整手当」を「並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当」に改める。

第十九条の七第一項中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第二十二條第一項中「三万八千三百円」を「三万八千五百円」に改める。

第二十三條第二項から第五項までの規定中「調整手当」の下に、「研究員調整手当」を加える。

附則第九項を削る。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六関係)

行政職俸給表 (一)

職 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	134,900	171,000	184,800	218,400	236,100	256,500	276,000	297,400	322,500	371,500	420,800
2	138,300	177,700	191,700	226,600	245,000	265,500	285,300	307,400	344,600	384,000	435,500
3	143,800	184,800	205,700	243,900	262,700	274,600	294,900	317,600	356,700	396,600	450,200
4	148,900	190,600	213,800	252,800	271,300	283,700	304,600	328,100	368,600	409,100	465,000
5	154,700	195,700	221,200	261,400	279,900	302,100	324,300	348,000	392,300	434,200	494,600
6	160,700	200,800	229,000	268,800	288,500	311,500	334,300	358,100	404,200	446,500	509,400
7	166,900	205,900	236,400	278,200	297,000	321,000	344,200	368,900	416,200	458,700	524,500
8	171,400	210,600	242,900	286,400	305,500	330,500	353,900	378,700	428,100	470,700	539,500
9	174,900	215,100	249,300	294,500	313,900	340,000	363,400	388,400	439,600	482,600	554,600
10	177,900	219,500	255,600	302,400	322,200	349,600	372,800	398,100	450,500	493,200	568,500
11	180,600	223,900	261,400	309,900	329,900	359,100	381,800	407,800	461,100	503,000	574,300
12	183,800	228,200	267,000	317,200	337,600	368,400	390,700	417,400	469,800	511,200	581,800
13	185,500	231,600	272,200	324,300	345,000	377,500	398,300	426,600	477,200	518,400	588,000
14	187,600	234,700	277,400	330,700	350,900	385,600	404,900	433,600	484,500	523,000	592,600
15	188,200	237,800	282,100	338,800	356,400	392,000	410,900	440,300	489,600	528,200	598,200
16	240,900	290,000	293,400	348,800	368,800	406,500	424,600	453,500	498,500	543,500	608,200
17	243,800	296,100	301,100	354,100	375,200	414,500	432,600	461,200	506,600	551,200	618,200
18	245,800	301,100	306,100	359,100	378,200	418,400	438,300	465,200	511,200	556,200	623,200
19	245,800	306,100	311,100	364,100	383,200	423,400	443,300	470,200	516,200	561,200	628,200
20	245,800	311,100	316,100	369,100	388,200	428,400	448,300	475,200	521,200	566,200	633,200
21	245,800	316,100	321,100	374,100	393,200	433,400	453,300	480,200	526,200	571,200	638,200
22	245,800	321,100	326,100	379,100	398,200	438,400	458,300	485,200	531,200	576,200	643,200
23	245,800	326,100	331,100	384,100	403,200	443,400	463,300	490,200	536,200	581,200	648,200
24	245,800	331,100	336,100	389,100	408,200	448,400	468,300	495,200	541,200	586,200	653,200
25	245,800	336,100	341,100	394,100	413,200	453,400	473,300	500,200	546,200	591,200	658,200
26	245,800	341,100	346,100	399,100	418,200	458,400	478,300	505,200	551,200	596,200	663,200
27	245,800	346,100	351,100	404,100	423,200	463,400	483,300	510,200	556,200	601,200	668,200
28	245,800	351,100	356,100	409,100	428,200	468,400	488,300	515,200	561,200	606,200	673,200
29	245,800	356,100	361,100	414,100	433,200	473,400	493,300	520,200	566,200	611,200	678,200
30	245,800	361,100	366,100	419,100	438,200	478,400	498,300	525,200	571,200	616,200	683,200
31	245,800	366,100	371,100	424,100	443,200	483,400	503,300	530,200	576,200	621,200	688,200
32	245,800	371,100	376,100	429,100	448,200	488,400	508,300	535,200	581,200	626,200	693,200

(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,400円とする。

ロ 行政職俸給表 (二)

職階の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	120,800	164,800	182,900	200,400	226,600	255,000
2	124,600	171,200	188,700	206,400	233,500	262,300
3	128,300	177,000	194,600	212,800	240,400	268,700
4	131,800	182,800	200,400	219,700	247,400	277,700
5	135,800	188,000	206,300	226,500	254,300	285,800
6	140,600	193,100	212,600	233,200	261,100	294,200
7	145,300	198,200	218,200	239,400	267,800	302,700
8	151,300	203,300	225,500	245,300	274,000	311,100
9	157,400	208,600	231,700	251,100	279,800	318,300
10	164,400	213,900	237,500	257,000	285,800	327,200
11	171,000	219,400	243,200	262,400	291,200	335,000
12	176,700	224,500	248,800	267,700	296,800	342,800
13	182,100	229,300	253,100	272,800	302,200	350,400
14	186,800	234,200	258,300	277,900	307,400	357,200
15	191,200	239,000	264,300	282,800	312,600	363,900
16	195,700	243,300	268,900	287,800	317,800	370,500
17	199,700	247,500	273,800	292,200	322,800	376,800
18	203,200	251,400	278,600	296,200	327,400	382,700
19	206,300	255,800	283,100	299,700	331,800	388,100
20	209,300	257,400	287,100	303,000	336,000	392,900
21	212,400	259,800	290,200	306,200	339,800	397,700
22	215,300	261,700	293,000	309,100	343,300	402,000
23	218,100	263,700	295,500	312,000	346,100	405,400
24	220,500	265,600	297,800	314,800	348,800	
25	222,800	267,500	299,900	317,600	351,200	
26	225,000	269,500	302,100	320,100	353,600	
27	227,200	271,500	304,300	322,500	356,000	
28	229,300	273,400	306,500	324,700		
29	231,300	275,200	308,700	326,900		
30	233,200	277,000	310,900	329,100		
31	235,000	278,800	312,900	331,300		
32		280,600				
33		282,500				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の勤務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六号関係)

職階の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	155,600	219,600	267,200	304,200	332,500	371,500	420,800
2	162,300	230,500	278,800	318,900	344,600	384,000	435,500
3	168,900	241,500	290,400	328,400	356,700	396,600	450,200
4	171,600	252,600	302,000	338,900	368,600	409,100	465,000
5	178,600	263,400	313,500	349,300	380,400	421,800	479,800
6	185,900	273,700	324,800	359,300	392,300	434,200	494,600
7	192,800	283,900	334,700	369,000	404,200	446,500	509,400
8	199,800	294,100	344,500	378,700	416,200	458,700	524,500
9	206,800	304,200	354,100	388,400	428,100	470,700	539,500
10	214,200	314,200	363,600	398,100	439,600	482,600	554,600
11	222,100	322,300	372,900	407,800	450,500	493,200	569,500
12	229,600	329,900	382,000	417,400	461,100	503,000	574,300
13	236,900	337,600	390,800	426,600	469,800	511,200	581,800
14	243,400	344,800	398,300	433,600	477,200	518,400	588,000
15	249,800	349,700	404,900	440,300	484,500	523,000	592,800
16	256,100	353,600	409,000	444,700	489,600		
17	261,800	357,200	413,000	449,200	494,200		
18	267,100	360,200	416,900	453,500	498,500		
19	272,200	363,100	420,800	457,400			
20	277,400	365,900	424,900	461,200			
21	282,100	368,700	429,000				
22	286,300	371,500	432,600				
23	290,000						
24	293,400						
25	296,100						

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、検疫所の検査官及び検疫官、船舶検査官並びに航空交通管理の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 1級の8号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額にかかわらず、182,500円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	— 円	— 円	212,600 円	247,400 円	266,700 円	286,700 円	306,500 円	327,700 円	359,900 円	395,800 円	435,600 円
2	150,700	194,300	220,100	256,200	275,700	296,100	316,500	337,900	370,100	408,100	447,300
3	156,900	201,500	227,100	265,200	284,800	305,600	326,500	348,100	380,400	420,400	459,000
4	164,100	208,400	234,100	274,200	294,000	315,500	336,600	358,300	390,800	431,900	470,700
5	171,300	214,000	241,100	283,200	303,000	325,500	346,600	368,500	400,800	442,700	482,700
6	178,800	218,400	248,400	287,300	311,900	335,500	356,600	378,800	410,900	452,700	494,600
7	187,400	222,900	255,700	301,200	320,900	345,500	366,500	388,900	421,000	462,600	509,400
8	194,400	227,500	261,500	309,700	329,600	355,500	376,500	398,000	431,000	472,400	524,500
9	197,200	230,900	267,300	318,200	338,500	365,300	386,400	409,000	441,000	482,000	539,500
10	199,900	234,100	273,100	326,400	347,100	375,000	396,300	419,000	450,900	491,600	554,600
11	201,900	237,000	278,600	334,500	354,300	384,700	406,200	429,000	460,600	501,200	566,500
12	203,900	240,000	284,000	342,100	360,600	394,500	416,100	438,900	469,900	510,800	574,300
13	205,700	243,000	288,400	347,600	366,500	404,400	428,000	448,600	479,200	520,300	581,600
14	207,300	246,000	292,400	352,000	372,400	414,300	433,500	456,100	488,500	528,100	588,000
15	—	248,100	296,000	356,200	377,800	423,600	441,000	466,700	497,400	532,500	592,600
16	—	—	298,500	360,200	383,000	430,200	447,700	474,200	502,100	—	—
17	—	—	301,700	363,600	387,400	436,600	453,000	478,800	506,500	—	—
18	—	—	—	366,600	391,300	441,900	458,200	483,500	510,600	—	—
19	—	—	—	369,300	395,100	446,100	462,300	488,200	—	—	—
20	—	—	—	371,800	398,500	450,200	466,400	492,200	—	—	—
21	—	—	—	374,400	401,300	454,000	470,300	496,000	—	—	—
22	—	—	—	376,800	—	458,000	474,000	—	—	—	—
23	—	—	—	379,200	—	461,700	—	—	—	—	—
24	—	—	—	—	—	465,300	—	—	—	—	—

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の徴収及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,600円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	157,300	172,600	198,900	231,300	267,200	296,700	308,500	327,700	358,900	385,900	435,600
2	163,900	179,800	207,000	239,100	276,400	296,100	316,500	337,900	370,100	408,100	447,300
3	170,900	189,000	215,100	247,800	285,600	305,600	326,500	346,100	380,400	420,400	459,000
4	177,800	198,700	222,300	256,800	294,800	315,500	336,800	358,300	390,600	431,900	470,700
5				265,900	304,000	325,500	346,600	368,500	400,800	442,700	482,700
6	186,400	206,100	229,500	275,000	312,900	335,500	356,600	378,800	410,900	452,700	494,600
7	196,000	213,400	236,800	284,200	321,800	345,500	368,500	389,900	421,000	462,800	509,400
8	203,400	220,500	244,100	293,400	330,500	355,500	378,500	399,000	431,000	472,400	524,500
9	210,600	227,000	252,200	302,500	339,400	365,300	386,400	408,000	441,000	482,000	539,500
10	217,700	233,900	260,100	310,900	348,100	375,000	396,300	419,000	450,900	491,600	554,600
11	224,200	241,200	268,100	319,300	356,400	384,700	406,200	429,000	460,600	501,200	566,500
12	231,100	248,100	276,100	327,700	364,700	394,500	416,100	439,900	469,900	510,800	574,300
13	238,400	255,900	284,200	336,000	372,700	404,400	426,000	448,600	479,200	520,300	581,800
14	245,200	263,700	292,000	344,100	380,800	414,300	435,500	458,100	488,500	528,100	588,000
15	253,000	271,500	299,900	351,500	388,700	423,600	441,000	466,700	497,400	532,500	592,800
16	260,900	279,300	307,900	359,100	396,600	430,200	447,700	474,200	502,100		
17	268,100	286,500	316,200	366,900	404,000	436,600	453,000	478,900	506,500		
18	274,900	293,800	324,500	374,800	410,600	441,900	458,200	483,500	510,600		
19	281,400	300,800	332,600	382,700	417,000	446,100	462,300	488,200			
20	288,100	307,500	340,000	390,400	421,200	450,200	466,400	492,200			
21	294,800	314,200	347,600	397,600	424,800	454,000	470,300	496,000			
22	300,800	320,900	355,300	404,400	428,400	458,000	474,000				
23	307,200	327,300	363,300	410,800	431,900	461,700					
24	313,900	333,800	371,200	415,000	435,400	465,300					
25	319,100	340,500	378,900	418,600	438,600						
26	325,000	347,300	386,900	422,200	441,800						
27	330,800	354,200	392,900	425,700							
28	336,200	360,200	399,300	428,200							
29	340,500	365,400	403,500	432,200							
30	344,500	370,100	407,100	435,200							
31	348,700	375,000	410,700								
32	353,000	379,100	414,200								
33	355,600	381,100	417,700								
34		384,100	420,700								
35		387,100	423,600								
36		389,800									

備考 (一) この表は、警察官、警務官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,300円とする。

ロ 公安職俸給表 (二)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	150,700 円	194,300 円	212,600 円	247,400 円	266,700 円	286,700 円	306,500 円	327,700 円	359,900 円	395,800 円	435,600 円
2	157,100	201,500	220,100	256,200	275,700	296,100	316,500	337,900	370,100	408,100	447,300
3	164,800	208,400	227,100	265,200	284,800	305,600	326,500	346,100	380,400	420,400	459,000
4	172,600	214,000	234,100	274,200	294,000	315,500	336,600	358,300	390,600	431,900	470,700
5			241,100	283,200	303,000	325,500	346,800	368,500	400,800	442,700	482,700
6	180,900	219,400	248,400	292,300	311,900	335,500	356,600	378,800	410,900	452,700	494,600
7	187,900	224,800	255,700	301,200	320,900	345,500	366,500	388,900	421,000	462,600	509,400
8	194,400	229,600	262,400	309,700	329,900	355,500	376,500	399,000	431,000	472,400	524,500
9	198,700	234,400	268,900	318,200	338,500	365,300	386,400	409,000	441,000	482,000	539,500
10	202,800	238,900	275,300	326,400	347,100	375,000	396,300	419,000	450,900	491,600	554,600
11	206,800	243,600	281,600	334,500	355,100	384,700	406,200	429,000	460,600	501,200	566,500
12	210,800	248,800	287,500	342,100	362,900	394,500	416,100	438,900	469,900	510,800	574,300
13	214,500	254,000	293,100	348,700	370,500	404,400	426,000	448,600	479,200	520,300	581,800
14	217,900	259,000	298,600	354,100	378,000	414,300	433,500	456,100	486,500	528,100	588,000
15	221,300	263,700	304,200	359,300	384,700	423,600	441,000	466,700	497,400	532,500	592,800
16	224,600	267,900	308,900	364,200	390,800	430,200	447,700	474,200	502,100		
17	227,800	271,600	313,500	367,900	396,100	436,600	453,000	478,800	506,500		
18	230,500	275,300	317,700	371,300	400,400	441,900	458,200	483,500	510,600		
19	233,100	277,400	321,200	374,600	404,300	446,100	462,300	488,200			
20	235,400		323,900	377,800	407,900	450,200	466,400	492,200			
21	237,400		326,200	380,900	411,100	454,000	470,300	496,000			
22			328,500	383,400	413,900	458,000	474,000				
23			330,800	385,900		461,700					
24			333,200	388,300		465,300					
25			335,600								
28			337,800								

備考 (一) この表は、警察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,600円とする。

別表第五 海軍職俸給表 (第六表関係)

イ 海軍職俸給表 (一)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	—	—	—	—	—	—	—
2	162,000	214,800	250,900	301,400	329,100	366,700	452,500
3	171,400	223,300	268,700	314,900	340,400	380,100	465,400
4	180,900	231,800	279,000	327,800	351,800	393,300	478,300
5	190,400	239,400	292,400	336,000	363,100	410,700	491,000
6	200,800	247,000	305,800	361,200	385,200	445,000	515,500
7	211,100	254,100	318,900	372,300	399,200	457,200	527,300
8	217,000	261,100	327,000	383,200	413,000	469,100	538,900
9	223,600	268,800	335,400	394,100	428,500	480,200	548,700
10	228,100	275,900	343,900	405,000	438,000	491,300	556,900
11	231,800	282,800	352,000	415,900	445,200	502,100	565,100
12	235,500	289,100	359,800	424,900	453,800	511,500	572,800
13	239,200	294,900	367,300	432,900	462,300	519,800	579,800
14	242,600	300,800	374,600	439,400	469,400	526,900	585,600
15	245,900	305,300	381,600	446,700	475,200	533,400	590,200
16	249,100	309,900	386,400	452,000	480,600	539,500	—
17	252,300	314,300	394,800	456,200	485,500	544,100	—
18	255,500	317,400	398,400	460,300	490,300	548,700	—
19	257,600	320,700	401,900	464,200	495,100	552,900	—
20	—	—	405,300	468,200	499,500	557,000	—
21	—	—	408,700	472,200	503,400	—	—
22	—	—	412,100	476,100	507,300	—	—
23	—	—	415,800	479,900	511,200	—	—
24	—	—	419,500	483,600	—	—	—
25	—	—	421,700	487,300	—	—	—
26	—	—	425,100	—	—	—	—
27	—	—	428,500	—	—	—	—

備考 この表は、海洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海軍職俸給表 (二)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	—	—	—	—	—	—
2	197,200	171,500	202,300	228,300	260,800	293,300
3	141,100	179,600	209,000	235,900	268,900	301,400
4	145,800	188,100	215,200	243,500	277,300	309,500
5	151,500	195,500	221,900	252,000	285,200	317,700
6	157,400	201,800	226,300	260,400	292,300	325,900
7	164,200	208,200	235,300	268,400	299,000	334,500
8	171,600	213,500	243,400	276,300	305,500	343,000
9	178,700	219,600	251,800	283,000	312,000	351,400
10	186,800	225,500	260,000	289,500	318,200	359,400
11	194,100	231,600	267,800	296,000	324,300	367,500
12	200,200	238,000	275,200	302,100	330,300	375,600
13	206,500	244,000	281,700	307,900	336,100	383,900
14	211,700	250,300	288,100	313,100	341,900	391,800
15	216,900	256,500	294,400	318,300	347,400	399,300
16	221,900	262,200	300,100	323,000	352,700	406,300
17	226,900	268,000	305,600	327,400	358,000	413,000
18	231,400	273,500	310,200	331,600	362,800	419,400
19	236,500	278,900	314,700	335,800	367,200	425,800
20	240,800	283,700	319,100	339,900	370,500	431,600
21	244,100	287,600	322,900	342,300	373,700	437,000
22	247,100	290,500	326,100	345,600	376,900	442,100
23	249,100	293,400	329,000	348,200	380,100	446,500
24	—	295,900	331,900	350,700	383,300	450,200
25	—	298,100	334,300	353,200	386,500	—
26	—	300,100	336,500	355,700	389,500	—
27	—	302,100	338,700	358,100	392,400	—
28	—	304,200	340,900	360,600	395,300	—
29	—	306,300	343,100	363,100	—	—
30	—	308,300	345,300	365,600	—	—
31	—	—	347,500	—	—	—
32	—	—	349,700	—	—	—

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海軍職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職級の級	1	2	3	4	5
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	161,300	203,300	253,400	286,000	388,200
2	169,200	212,000	266,000	301,000	383,600
3	179,400	221,000	276,600	316,000	386,000
4	190,000	230,100	292,300	331,100	408,400
5	197,600	239,400	306,100	346,300	420,600
6	204,800	251,600	318,900	361,400	432,400
7	212,400	264,200	333,300	376,500	444,300
8	220,700	276,700	346,700	387,700	456,100
9	229,800	288,600	360,000	398,500	467,800
10	237,800	300,400	370,000	408,200	479,600
11	245,900	312,200	378,900	417,400	491,500
12	254,000	320,100	389,600	426,300	503,300
13	261,800	327,000	398,500	435,000	515,400
14	269,100	333,800	407,200	443,100	527,700
15	276,400	340,500	415,300	450,900	539,100
16	283,000	347,000	423,100	458,500	549,400
17	289,500	353,100	430,600	465,700	559,700
18	295,900	359,200	438,000	472,600	569,500
19	301,900	365,200	445,000	479,400	579,600
20	307,600	371,000	451,200	486,100	588,600
21	313,100	376,700	457,100	492,300	596,800
22	317,900	382,100	463,600	504,200	606,500
23	322,500	387,000	468,300	509,500	
24	326,300	390,800	472,000	512,100	
25	330,000	394,100	475,300	515,600	
26	333,600	397,400	478,500		
27	337,000	400,700			
28	339,500	404,000			
29	342,000	407,200			
30	344,400	410,400			
31	346,800	413,500			
32	349,200	416,600			
33	351,500	419,600			
34	353,900				
35	356,300				
36	358,700				
37	361,100				
38					

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職級の級	1	2	3	4
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	147,600	191,500	311,400	408,100
2	154,200	198,300	325,000	418,200
3	161,300	205,400	336,400	428,100
4	168,200	212,600	346,600	438,000
5	178,300	220,500	358,800	447,800
6	188,100	231,300	369,100	457,600
7	194,700	242,600	379,000	467,300
8	201,400	254,400	388,900	476,900
9	208,000	267,000	398,700	486,500
10	215,000	279,800	408,200	497,100
11	222,200	292,900	417,400	507,700
12	230,000	306,600	426,500	517,400
13	237,800	320,100	435,500	526,100
14	245,600	332,800	444,300	534,800
15	253,600	342,800	453,000	538,400
16	261,400	352,800	461,700	
17	269,100	362,100	470,500	
18	276,700	371,300	479,500	
19	283,600	381,600	487,800	
20	290,100	390,700	496,300	
21	296,300	398,900	504,500	
22	302,500	406,500	511,500	
23	308,400	414,100	515,700	
24	314,300	421,700		
25	320,200	429,300		
26	326,000	435,900		
27	331,700	442,300		
28	337,300	447,500		
29	341,600	452,600		
30	345,400	457,500		
31	349,800	462,000		
32	352,200	465,000		
33	354,700			
34	357,100			
35	359,400			
36	361,600			
37	363,900			
38	366,000			
39	368,200			
40				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に、200円をそれぞれ加算した額とする。

官 報 (号 外)

ハ 教育職員給表 (三)

職階の級	1	2	3	4
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	147,800	163,400	270,300	403,200
2	154,200	171,700	284,000	412,100
3	161,300	180,800	297,700	420,900
4	168,200	191,500	311,400	429,700
5	178,300	198,300	325,000	438,500
6	188,100	205,400	338,400	447,200
7	194,700	212,800	348,600	455,900
8	201,300	220,500	358,800	464,000
9	207,800	221,300	368,900	471,800
10	214,400	224,600	378,000	479,400
11	221,200	228,400	386,600	486,900
12	228,400	235,700	395,000	494,500
13	235,700	242,700	403,300	501,200
14	242,700	252,900	411,400	508,500
15	249,600	264,400	419,400	510,800
16	256,300	279,800	427,400	
17	262,800	292,900	435,200	
18	269,300	306,600	443,000	
19	275,800	320,100	450,800	
20	282,400	332,800	458,600	
21	289,000	342,800	466,400	
22	295,600	352,800	472,900	
23	302,200	362,800	479,700	
24	308,800	379,100	482,900	
25	315,400	394,100		
26	322,000	401,100		
27	328,600	407,400		
28	335,200	413,600		
29	341,800	419,800		
30	348,400	425,400		
31	355,000	430,900		
32	361,600	435,800		
33	368,200	440,100		
34	374,800	444,500		
35	381,400	448,800		
36	388,000	450,900		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教員、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職階の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職員給表 (四)

職階の級	1	2	3	4	5
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	170,100	204,500	253,400	316,000	456,000
2	180,700	212,600	266,000	331,100	467,700
3	192,000	221,300	278,600	346,300	479,400
4	203,300	230,800	292,600	361,400	491,100
5	210,100	239,500	306,600	376,500	502,800
6	217,500	251,800	320,700	391,700	515,000
7	225,000	264,200	335,800	407,000	527,300
8	232,800	276,700	350,900	422,300	539,600
9	240,700	289,500	365,900	437,600	551,900
10	248,600	302,400	377,100	452,900	564,200
11	257,300	315,300	387,600	468,200	576,500
12	265,400	328,200	398,400	483,500	588,800
13	273,100	341,100	408,100	498,800	601,100
14	280,700	353,900	417,500	514,100	613,400
15	288,000	362,800	426,300	529,400	625,700
16	295,200	371,900	434,700	544,700	638,000
17	301,900	380,900	442,400	559,900	650,300
18	308,300	389,300	450,000	575,100	
19	314,000	397,700	457,200	590,300	
20	319,500	405,900	463,700	605,500	
21	324,800	414,000	470,000	620,700	
22	329,600	421,700	476,000	635,900	
23	334,200	429,300	481,600	651,100	
24	338,500	436,400	487,000	666,300	
25	342,400	442,900	491,100	681,500	
26	345,900	449,200	494,900	696,700	
27	349,000	455,400	498,400	711,900	
28	351,700	460,500		727,100	
29	354,800	465,900		742,300	
30	357,800	469,800		757,500	
31	360,600	473,300		772,700	
32	363,400	476,600		787,900	
33	366,200			803,100	
34	369,000			818,300	
35	371,800			833,500	
36	374,600			848,700	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教員、教頭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職等の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	135,000	184,100	255,500	297,100	342,600
2	138,400	194,000	268,700	311,000	354,900
3	144,500	202,700	282,000	325,000	367,300
4	150,700	211,600	285,300	339,000	379,700
5			309,000	349,700	391,900
6	158,400	220,800	322,600	360,000	404,500
7	168,800	232,300	336,200	369,900	418,100
8	175,600	243,800	346,300	379,500	431,800
9	184,200	255,300	355,600	389,100	445,500
10	191,200	265,400	364,300	398,600	459,000
11	198,500	275,500	372,300	407,800	472,500
12	206,000	285,800	379,400	416,900	485,900
13	213,700	292,700	386,100	426,000	499,100
14	221,500	299,400	392,700	435,100	511,900
15	229,800	306,200	399,100	443,900	524,500
16	238,000	313,000	405,400	452,600	537,200
17	244,400	319,800	411,600	461,100	549,900
18	250,500	326,600	417,300	469,600	561,200
19	256,600	333,400	422,500	477,000	569,700
20	262,600	340,000	427,300	484,300	577,100
21	268,300	346,500	431,900	489,800	583,200
22	273,700	351,600	436,300	494,500	588,600
23	278,900	356,500	440,600	498,500	592,800
24	284,100	360,100	444,200		
25	289,000	363,500	447,700		
26	292,900	366,900			
27	296,700	370,300			
28	299,700	373,600			
29	302,600	376,800			
30	305,200				
31	307,700				
32	310,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職等の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
1	236,200	296,200	347,400	428,600
2	246,000	312,400	364,200	441,600
3	261,000	329,600	381,000	453,700
4	276,500	345,100	397,900	465,800
5		361,700	410,600	477,600
6	292,500	378,300	423,700	489,300
7	307,900	395,000	436,500	500,600
8	323,300	407,700	449,600	511,400
9	338,400	419,200	460,500	522,200
10	351,200	430,000	471,800	533,000
11	364,000	439,900	482,800	543,600
12	376,500	449,300	493,700	553,900
13	385,900	458,700	504,300	563,500
14	395,000	467,800	514,900	573,300
15	402,600	476,900	524,800	582,700
16	407,500	486,000	534,600	592,000
17	412,300	493,000	544,400	600,600
18	415,400	499,500	552,100	607,700
19		505,100	559,500	613,000
20		509,400	564,800	617,800
21		513,800	570,100	
22		517,800	575,100	
23		522,000	579,500	
24		525,700	583,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

ロ 医療職給表(二)

職名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	139,500	176,800	205,700	229,800	265,500	307,400	343,200	409,200
2	145,000	183,300	212,600	237,100	275,000	317,600	355,000	421,700
3	151,700	189,800	227,800	254,100	294,100	337,900	376,800	447,000
4	158,400	196,300	235,900	262,600	303,700	347,900	390,400	459,800
5	165,900	202,700	244,200	271,100	313,400	357,800	402,200	472,600
6	173,400	209,200	252,500	279,700	323,300	367,800	414,400	485,800
7	179,900	215,600	260,800	288,400	333,100	377,400	426,800	499,500
8	185,800	222,400	269,200	297,200	342,800	387,300	439,600	512,800
9	191,000	229,700	277,600	306,000	352,300	397,300	449,900	526,300
10	196,200	236,700	285,900	314,700	361,700	407,200	460,800	534,400
11	201,300	243,400	294,100	323,200	370,800	416,800	469,900	541,800
12	206,300	249,900	302,200	331,200	379,500	426,200	477,200	548,900
13	210,900	256,400	310,100	339,100	387,700	433,400	484,500	555,700
14	215,400	262,200	317,700	346,600	394,500	440,200	491,800	561,100
15	219,800	267,700	325,000	352,700	401,000	444,700	496,300	565,600
16	224,100	272,800	331,800	358,400	406,500	449,200	500,800	
17	228,400	278,100	338,300	363,800	411,700	453,500		
18	231,900	282,800	343,000	367,700	415,900	457,400		
19	235,000	287,300	347,600	371,500	420,000	461,200		
20	238,000	290,600	351,300	375,300	424,100			
21	240,500	293,200	354,100	378,700	427,800			
22	242,500	295,800	356,900	382,000	431,400			
23	248,200	300,700	362,400	387,600				
24	302,400	365,000	390,400					
25	304,600	367,400	393,200					
26	308,800	372,200						
27	374,800							
28								
29								
30								

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給表(三)

職名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	152,600	179,400	221,100	243,400	274,700	311,200	345,200
2	158,200	187,900	227,900	250,800	283,200	320,900	357,100
3	164,100	197,000	235,700	258,200	291,700	331,100	368,900
4	170,200	202,700	243,100	265,600	300,200	341,400	380,800
5	176,300	208,500	250,400	273,100	308,800	351,600	392,700
6	186,800	220,800	265,100	288,700	317,400	361,500	405,000
7	195,300	227,600	272,400	296,600	326,000	371,400	417,500
8	200,300	227,600	279,800	304,600	334,400	381,300	429,400
9	205,500	235,000	287,400	312,600	342,800	391,300	441,200
10	210,600	242,300	295,100	320,500	351,000	401,500	452,700
11	215,900	249,600	302,800	328,200	359,600	411,900	464,100
12	221,500	256,900	310,300	335,500	368,400	422,000	474,400
13	227,100	264,200	317,600	342,700	377,400	431,700	483,200
14	232,800	271,400	324,800	349,900	386,400	441,200	491,900
15	238,400	278,600	331,500	356,900	395,300	450,700	500,100
16	244,100	285,800	338,100	363,900	404,300	459,300	507,800
17	249,700	293,000	344,600	370,700	413,400	467,900	515,900
18	255,400	298,900	351,100	377,400	422,400	476,100	523,900
19	261,000	306,800	357,500	383,400	431,400	483,500	
20	266,300	313,600	363,800	389,100	440,400	490,400	
21	271,700	320,300	369,800	394,600	449,400	496,800	
22	277,100	326,000	375,200	399,900	458,400	502,800	
23	282,400	331,800	380,500	405,200	467,400	508,800	
24	287,700	337,100	385,800	410,500	476,400	514,800	
25	293,000	342,400	391,100	415,800	485,400	520,800	
26	298,300	347,700	396,400	421,100	494,400	526,800	
27	303,600	353,000	401,700	426,400	503,400	532,800	
28	308,900	358,300	407,000	431,700	512,400	538,800	
29	314,200	363,600	412,300	437,000	521,400	544,800	
30	319,500	368,900	417,600	442,300	530,400	550,800	
31	324,800	374,200	422,900	447,600	539,400	556,800	
32	330,100	379,500	428,200	452,900	548,400	562,800	
33	335,400	384,800	433,500	458,200	557,400	568,800	
34	340,700	390,100	438,800	463,500	566,400	574,800	
35	346,000	395,400	444,100	468,800	575,400	580,800	
36	351,300	400,700	449,400	474,100	584,400	586,800	
37	356,600	406,000	454,700	479,400	593,400	592,800	
38	361,900	411,300	460,000	484,700	602,400	598,800	
39	367,200	416,600	465,300	490,000	611,400	604,800	
40	372,500	421,900	470,600	495,300	620,400	610,800	
41	377,800	427,200	475,900	500,600	629,400	616,800	

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六條關係)

号 俸	俸 給 月 額
1	円 583,000
2	646,000
3	717,000
4	796,000
5	858,000
6	922,000
7	1,006,000
8	1,087,000
9	1,165,000
10	1,247,000
11	1,321,000
12	1,349,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)
第二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百二)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。
4 前三項に規定する基準額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が三人以上ある職員にあつては十六万三千七百円、扶養親族が一人又は二人ある職員にあつては十三万六千五百円、扶養親族のない職員にあつては八万九千九百円を、その他の職員にあつては五万九千二百円を超えない範囲内で地域ごとに内閣総理大臣が定める額とする。

第二条第五項を削り、同条第六項中「及び前項を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。」
第二条の二第二項及び第五條第二項中「第六項」を第五項に改める。
第七條第一項中、「第二條第四項中」「一般職給与法第十一條第三項及び第四項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十一條第一項においてその例によることとされる一般職の

職員に給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一條第三項及び第四項」とを削り、同条第二項中「第二條第六項」を「第二條第五項」に改め、同項第三号中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項第五号中「第二條第二項」の下に「及び第四項」を加え、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)
第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項及び第四項中「当分の間」を「平成九年三月三十一日までの間」に改める。
附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一條中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九條の二第一項及び第二項の改正規定 平成九年一月一日
二 第一條中給与法第五條第一項の改正規定、

平成八年十二月五日 参議院會議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

給与法第十條の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)、給与法第十一條の八を第十一條の九とし、第十一條の七の次に一條を加える改正規定、給与法第十三條の四を削る改正規定、給与法第十九條、第十九條の四第三項及び第四項、第十九條の五第二項及び第三項、第十九條の七第一項並びに第二十三條第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二條の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定 平成九年四月一日
2 第一條の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十四項を除き、以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。
(特定の号俸の切替え等)
3 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。)が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。
4 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成

九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。
5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八條第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあっては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
(最高号俸等の切替え等)
6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
7 切替日からこの法律の施行の日(附則第十一項において「施行日」という。)の前日までの間に、第一條の規定による改正前の給与法(附則第十四項を除き、以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月

額を受けることがなくなった日における号俸は、人事院が定める。

8 前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の給与法の規定により異動日において受けていた俸給月額(改正前の給与法別表第六口の備考(一)又はハの備考(一)の規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において「旧俸給月額」という。)に達しない職員の当該号俸を受ける間の俸給月額(改正後の給与法別表第六口の備考(一)又はハの備考(一)の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額)は、改正後の給与法別表第二、別表第五イ、別表第六、別表第七及び別表第八イの俸給表の額にかかわらず、旧俸給月額とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間ににおける異動者の号俸等の調整)

11 施行日から平成九年三月三十一日までの間に、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受

ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の給与法第八條等の規定の適用の経過措置)

12 改正後の給与法第八條第三項及び第四項、第十九條の六第二項並びに別表第六口の備考(一)及びハの備考(一)の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の給与法第八條第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は俸給月額」とされ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に定める額(以下「暫定俸給月額」という。)と、同条第四項及び改正後の給与法第十九條の六第二項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」と、改正後の給与法別表第六口の備考(一)及びハの備考(一)中の表の額」とあるのは「この表の額又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する改正後の給与法第八條第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

(筑波研究学園都市移転手当の廃止に伴う経過措置)

14 第一条中給与法第十三條の四を削る改正規定の施行の際第一条の規定(附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の給与法(以下「旧給与法」という。)第十三條の四第一項又は第二項の規定に

より筑波研究学園都市移転手当を支給することとされていた職員(第一条の規定による改正後の給与法(以下「新給与法」という。)第一條の八第一項又は第二項の規定により研究員調整手当を支給されることとなる職員を除く。)については、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に筑波研究学園都市移転手当の従前の例による支給の割合を段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

(給与の内払)

15 第一条中給与法第十三條の四を削る改正規定の施行の際旧給与法第十三條の四第一項に規定する試験研究機関等であつた機関に勤務する職員のうち、前項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当を支給される職員(以下この項において「移転職員等」という。)以外の職員で、移転職員等との権衡上必要と認められるものとして人事院規則で定める職員については、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

16 前二項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当を支給される職員が新給与法第一條の六又は第十一條の七の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における暫定筑波研究学園都市移転手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、新給与法第五條第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第十九條、第十九條の四第三項及び第四項並びに第十九條

の五第二項及び第三項中「及び研究員調整手当」とあるのは「研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第二十三條第二項及び第三項中「及び期末手当」とあるのは「期末手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは「住居手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、同条第五項中「及び期末手当」とあるのは「期末手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

18 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

19 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(寒冷地手当の基準額に関する経過措置)

20 平成八年度の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「寒冷地手当法」という。)第一条に規定する基準日(以下「基準日」という。)に對する同条後段の内閣総理大臣が定める日(以下「指定日」という。)以前から引き続き同条に規定する寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当(その支給すべき事由の生じた日が平成十二年度の基準日に對する指定日以前であるものに限る。)については、第二条の規定による改正後の寒冷地手当法(以下「改正後の寒冷地手当法」という。)第二条第四項の規定によるものとした場合の基準額(以下「改正後の基準額」という。)が、みなし基準額(改正後の給与法の規定による平成八年度の基準日(当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下「平成八年度基準日」という。)における当該職員

の俸給の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の給与法第十二条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあっては、改正後の給与法の規定による平成八年度基準日における俸給の月額)又は改正後の給与法の規定による平成八年度基準日における指定職俸給表一号俸の俸給月額のいずれか低い額に平成八年度の基準日に対応する指定日において当該職員の在勤していた地域に応じて第二条の規定による改正前の寒冷地手当当法第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と当該指定日において当該職員の在勤していた地域及び当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する

内閣総理大臣が定める額を合算した額(当該指定日の翌日から平成十二年度の基準日に対応する指定日まで)に当該職員が改正後の基準額の異なる地域に異動した場合その他の内閣総理大臣が定める場合にあっては、その定める額をいう。以下同じ。)に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の上欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を超えるときは、改正後の寒冷地手当当法第二条第四項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の上欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成九年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	三万円
平成十年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	五万円
平成十一年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	七万円
平成十二年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	九万円

21 内閣総理大臣は、前項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条の職員への準用)

22 前二項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二十項中(改正後の給与法とあるのは、(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成八年度法律第 号)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「改正後の防衛庁給与法」という。))と、「改正後の

給与法第十二条第三項及び第四項」とあるのは「改正後の防衛庁給与法第十二条第一項においてその例によることとされる改正後の給与法第十二条第三項及び第四項」と、は、改正後の給与法とあるのは、改正後の防衛庁給与法と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二十項中「基準日以下「基準日」という。))に対応する同条後段の内閣総理大臣が定める日(以下「指定日」という。))とあるのは「内閣総理大臣が定める期間(以下「内閣総理大臣が定める期間」という。))の末日」と、「在勤する職員」とあるのは「在勤する職員(当該寒冷地に防衛庁長官

の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員を含む。以下この項において同じ。))と、「平成十二年度の基準日に対応する指定日」とあるのは「平成十二年度の内閣総理大臣が定める期間の末日」と、「基準日(当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日とあるのは、内閣総理大臣が定める期間の初日(その日の翌日から当該期間の末日」と、「俸給の月額」とあるのは「俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額の合計額」と、「基準日」に対応する指定日において」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間の末日において」と、「当該指定日」とあるのは「当該内閣総理大臣が定める期間の末日」と、同項の表中「基準日から当該基準日に対応する指定日まで」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間」と読み替えるものとする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

23 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項を削る。

24 (国家公務員災害補償法の一部改正)
国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「調整手当」の下に、「研究員調整手当」を加える。

25 (国家公務員退職手当法の一部改正)
国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「調整手当」の下に「及び研究員調整手当」を加える。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

26 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「調整手当」の下に、「研究員調整手当」を加える。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

27 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「調整手当」の下に、「研究員調整手当」を加える。

(国家公務員災害補償法等における読替え)

28 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、附則第二十四項の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、附則第二十五項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条第四項中「研究員調整手当の月額」とあるのは「研究員調整手当の月額並びに同法に規定する俸給及び扶養手当の月額に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年度法律第 号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額」と、前項の規定による改正後の国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項中「及び期末手当」とあるのは「期末手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

29 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則別表 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

旧 号	職 階 の 級		職 階 の 級		職 階 の 級	
	新号俸 期間	暫定俸給月額 円	新号俸 期間	暫定俸給月額 円	新号俸 期間	暫定俸給月額 円
1	1 月		1 月		1 月	
2	2 月	227,900	1 月	228,000	2 月	308,200
3	3 月	236,500	2 月	276,800	3 月	308,200
4	4 月	245,900	3 月	286,000	4 月	318,200
5	5 月	254,800	4 月	295,500	5 月	
6	5 月		5 月	305,200	6 月	
7	6 月	272,000	6 月	315,000	7 月	
8	7 月	280,500	7 月		8 月	
9	8 月	288,300	8 月		9 月	
10	9 月	297,400	9 月		10 月	
11	10 月	305,800	10 月		11 月	
12	10 月		11 月		12 月	
13	11 月		12 月		13 月	
14	12 月		13 月		14 月	
15	13 月		14 月		15 月	
16	14 月		15 月		16 月	
17	15 月		16 月		17 月	
18	16 月		17 月		18 月	
19	17 月		18 月		19 月	
20	18 月		19 月		20 月	
21	19 月		20 月		21 月	
22	20 月		21 月			
23	21 月					

ロ 海軍職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧 号	職 階 の 級		職 階 の 級		職 階 の 級		職 階 の 級	
	新号俸 期間	暫定俸給月額 円	新号俸 期間	暫定俸給月額 円	新号俸 期間	暫定俸給月額 円	新号俸 期間	暫定俸給月額 円
1	1 月		1 月		1 月		1 月	
2	2 月		2 月		2 月		2 月	
3	3 月		3 月		3 月		3 月	
4	4 月		4 月		4 月		4 月	
5	5 月	289,300	4 月		5 月		5 月	
6	6 月	299,800	5 月	346,500	6 月		6 月	
7	7 月	309,200	6 月	360,000	7 月	365,900	7 月	
8	7 月		7 月	370,000	8 月	406,400	8 月	
9	8 月		8 月	379,700	9 月	416,600	9 月	
10	9 月		9 月	389,000	9 月		9 月	
11	10 月		10 月	397,600	10 月		10 月	
12	11 月		11 月	406,800	11 月		11 月	
13	12 月		12 月		12 月		12 月	
14	13 月		13 月		13 月		13 月	
15	14 月		14 月		14 月		14 月	
16	15 月		15 月		15 月		15 月	
17	16 月		16 月		16 月		16 月	
18	17 月		17 月		17 月		17 月	
19	18 月		18 月		18 月		18 月	
20	19 月		19 月		19 月		19 月	
21	20 月		20 月		20 月		20 月	
22	21 月		21 月		21 月		21 月	
23	22 月		22 月		22 月		22 月	
24	23 月		23 月					
25	24 月							
26	25 月							
27	26 月							

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧 号 俸	職 務 の 級				
	2	3	4	5	級
新号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸
期 間	期 間	期 間	期 間	期 間	期 間
月	月	月	月	月	月
暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円
1	1	1	1	1	358,000
2	2	2	2	2	371,300
3	3	3	3	3	
4	4	4	4	4	
5	5	5	5	5	
6	6	6	6	6	
7	7	7	7	7	
8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	
11	11	11	11	11	
12	12	12	12	12	
13	13	13	13	13	
14	14	14	14	14	
15	15	15	15	15	
16	16	16	16	16	
17	17	17	17	17	
18	18	18	18	18	
19	19	19	19	19	
20	20	20	20	20	
21	21	21	21	21	
22	22	22	22	22	
23	23	23	23	23	
24	24	24	24	24	
25	25	25	25	25	
26	26	26	26	26	
27	27	27	27	27	
28	28	28	28	28	
29	29	29	29	29	
30	30	30	30	30	
31	31	31	31	31	
32	32	32	32	32	
33	33	33	33	33	
34	34	34	34	34	
35	35	35	35	35	

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧 号 俸	職 務 の 級				
	2	3	4	5	級
新号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸	新号俸
期 間	期 間	期 間	期 間	期 間	期 間
月	月	月	月	月	月
暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円	暫定俸給月額 円
1	1	1	1	1	308,000
2	2	2	2	2	318,100
3	3	3	3	3	328,300
4	4	4	4	4	
5	5	5	5	5	
6	6	6	6	6	
7	7	7	7	7	
8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	
11	11	11	11	11	
12	12	12	12	12	
13	13	13	13	13	
14	14	14	14	14	
15	15	15	15	15	
16	16	16	16	16	
17	17	17	17	17	
18	18	18	18	18	
19	19	19	19	19	
20	20	20	20	20	
21	21	21	21	21	
22	22	22	22	22	
23	23	23	23	23	
24	24	24	24	24	
25	25	25	25	25	
26	26	26	26	26	
27	27	27	27	27	
28	28	28	28	28	
29	29	29	29	29	
30	30	30	30	30	
31	31	31	31	31	
32	32	32	32	32	
33	33	33	33	33	
34	34	34	34	34	
35	35	35	35	35	

キ 教育職員給付表(三)の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級		職 務 の 級	
	2	級	3	級
新号	期 間	新号	期 間	暫定給付月額 円
1	1	1	3	288,300
2	2	2	6	277,100
3	3	3	9	287,400
4	4	4	3	308,000
5	5	5	6	318,100
6	6	6	9	328,300
7	7	7		
8	8	8		
9	9	9		
10	10	8		
				228,800
11	11	9		
12	12	10		237,200
13	13	11		245,800
14	13	12		263,200
15	14	13		273,100
				283,000
16	15	14		
17	15	15		302,800
18	16	16		312,700
19	17	17		322,800
20	18	18		
				228,800
21	18	19		
22	19	20		
23	20	21		
24	21	22		
25	22	23		
				288,300
26	23	24		
27	24	25		
28	25	26		
29	26	27		
30	27	28		
				228,800
31	28	29		
32	29	30		
33	30	31		
34	31	32		
35	32	33		
				228,800
36	33	34		
37	34	35		
38	35			

ハ 教育職員給付表(四)の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級		職 務 の 級	
	2	級	3	級
新号	期 間	新号	期 間	暫定給付月額 円
1	1	1	3	250,200
2	2	2	6	259,600
3	3	3	9	269,100
4	4	4	3	288,700
5	5	4	3	298,800
				309,700
6	6	5	6	332,100
7	7	6	9	343,400
8	8	7	3	
9	9	8	6	
10	9	8	9	354,700
				295,400
11	10	9		305,300
12	11	10		325,300
13	11	11		335,000
14	12	12		
15	13	13		344,500
				250,200
16	14	13		
17	14	14		
18	15	15		
19	16	16		
20	17	17		
				259,600
21	18	18		
22	19	19		
23	20	20		
24	21	21		
25	22	22		
				250,200
26	23	23		
27	24	24		
28	25	25		
29	26	26		
30	27	27		
				259,600
31	28	28		
32	29	29		
33	30	30		
34	31	31		

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級				新号俸 期間	暫定俸給月額 円
	1	2	3	4		
1	1	1	1	1	1	307,200
2	2	2	3	3	3	317,600
3	3	3	6	6	6	328,100
4	4	4	9	9	9	
5	5	4		4		
6	6	5	3	5		
7	7	6	6	6		
8	8	7	9	7		
9	9	8		8		
10	9	8		9		
11	10	9		10		
12	11	10		11		
13	12	11		12		
14	12	12		13		
15	13	13		14		
16	14	14		15		
17	15	15		16		
18	16	16		17		
19	17	17		18		
20	18	18		19		
21	19	19		20		
22	20	20		21		
23	21	21		22		
24	22	22		23		
25	23	23		24		
26	24	24		25		
27	25	25		26		
28	26	26		27		
29	27	27		28		
30	28	28		29		

チ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級				新号俸 期間	暫定俸給月額 円
	1	2	3	4		
1	1	1	1	1	1	334,900
2	2	2	3	1	8	360,000
3	3	3	6	2	3	372,600
4	4	3	9	3	6	385,200
5	5	4		4	9	
6	6	5	3	4		
7	6	6	6	5		
8	7	7	9	6		
9	8	8		7		
10	9	9		8		
11	9	9		9		
12	10	10		10		
13	11	11		11		
14	12	12		12		
15	12	13		13		
16	13	14		14		
17	14	15		15		
18	15	16		16		
19	16	17		17		
20	17	18		18		
21		19		19		
22		20		20		
23		21		21		
24		22		22		
25		23		23		

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成八年度において、約三千万円である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十二条により送付する。

平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十四万三千円」を「百三十四万九千円」に改め、同条第三項中「百六十四万五千円」を「百六十五万三千円」に、「八十五万四千円」を「八十五万八千円」に改める。

第四条第二項中「三万八千三百円」を「三万八千五百円」に、「七万百円」を「七万五百円」に改める。

第九条中「三万八千三百円」を「三万八千五百円」に改める。

別表第一俸給月額額の欄中「二、二五四、〇〇〇円」を「二、二六五、〇〇〇円」に、「一、六四五、〇〇〇円」を「一、六五三、〇〇〇円」に、「一、五七五、〇〇〇円」を「一、五八三、〇〇〇円」に、「一、三四九、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」に、「一、三二五、〇〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、一六〇、〇〇〇円」を「一、一六五、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額額の欄中「一、五七五、〇〇〇円」を「一、五八三、〇〇〇円」に、「一、三三三、〇〇〇円」を「一、三三九、〇〇〇円」に、「一、三二五、〇〇〇円」に、「一、一六〇、〇〇〇円」を「一、一六五、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「五〇三、九〇〇円」を「五〇九、九〇〇円」に、「四六六、九〇〇円」を「四七三、四〇〇円」に、「四二七、五〇〇円」を「四三三、九〇〇円」に、「三八五、二〇〇円」を「三九一、〇〇〇円」に、「三四三、三〇〇円」を「三四八、四〇〇円」に、「三〇九、〇〇〇円」を「三〇〇円」に改める。

「三二一、六〇〇円」に、「二八三、一〇〇円」を「二八七、三〇〇円」に、「二六二、六〇〇円」を「二六六、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(平成八年四月一日から同年六月二十五日まで)の間内閣官房副長官の給与)

2 内閣官房副長官の平成八年四月一日から同年六月二十五日までの期間に係る俸給月額額は、改正後の給与法別表第一の規定にかかわらず、百三十三万九千円(内閣法等の一部を改正する法律(平成八年法律第百三十三号)第三条の規定による改正前の給与法第三条第二項の規定に基づく内閣総理大臣の指定を受けていた者については、百三十四万九千円)とする。

(給与の内払)

3 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の給与法の規定による給与の内私とみなす。

審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定の整備を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成八年度において、約二百億円である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十一条の三から」の下に「第十一条の七まで、第十一条の九から」を加える。

第二十五条第二項中「十万四千二百円」を「十万五千六百円」に改め、同条第三項中「調整手当」の下に「及び研究員調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表 (第四條第一第六各款係)

階級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	階級	指定俸
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	238,900	326,700	365,200	408,100	462,200	1	583,000
2	248,900	337,600	378,400	421,800	478,400	2	646,000
3	259,300	348,900	381,800	435,600	494,800	3	717,000
4	269,100	360,400	404,700	448,400	510,800	4	796,000
5	281,700	371,900	417,800	463,300	527,000	5	858,000
6	291,700	383,300	430,900	476,900	543,200	6	922,000
7	303,200	394,400	444,000	490,400	559,500	7	1,006,000
8	313,400	405,200	457,100	503,800	576,100	8	1,087,000
9	323,900	416,000	470,100	517,000	592,700	9	1,165,000
10	334,600	426,700	482,900	530,100	609,200	10	1,247,000
11	345,300	437,300	494,800	541,700	622,200	11	1,321,000
12	356,200	447,900	506,500	552,500	639,800		
13	367,200	458,500	516,000	561,500	639,000		
14	378,100	468,600	524,200	569,400	645,900		
15	388,700	476,300	532,200	574,500	651,200		
16	399,200	483,800	537,800				
17	409,500	488,500	542,800				
18	419,500	493,400	547,800				
19	429,100	498,000					
20	437,500	502,400					
21	444,700	506,800					
22	451,800						
23	456,900						
24	461,900						
25	466,200						

備考 この表の指定俸の欄に定める俸の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

- (一) 該特殊會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この法の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この法の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。
- (三) この法の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第二項及び第二十五条第三項の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第八項において同じ。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 旧号俸が附則別表のイからホまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第七項に規定する職員を除く。次項において「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間。次項及び附則第六項において同じ。)が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸による額とする。

5 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸による額を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

6 附則第三項又は第四項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)(第八条第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧俸給月額を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあつては、切替日において旧俸給月額を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

7 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

8 切替日からこの法律の施行の日(附則第十二項において「施行日」という。)の前日までの間に

において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該適用又は異動の日(次項において「異動日」という。)における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなった日ににおける俸給月額は、総理府令で定める。

9 前項の規定により異動日における俸給月額を決定される職員のうち、同項の規定による俸給月額が旧法の規定により異動日において受けていた俸給月額に達しない職員の同項の規定による俸給月額を受ける間の俸給月額は、改正後の一般職給与法別表第六(ハを除く。)、別表第七及び別表第八の俸給表の額にかかわらず、当該異動日において受けていた俸給月額とする。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第八項後段の規定を準用する。

(旧俸給月額等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

12 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第二(八)を除く)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間につ

いては、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(新法第五条の規定の適用の経過措置)

13 新法第五条第一項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)附則別表のイからホまでの表の暫定俸給月額欄に定める額の俸給月額を含む。)」とする。

14 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。

(給与の内払)

15 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 特定中等職員の切替表

※ 数値欄に「(一)」の適用を受ける職員

出 発 職 員 の 級		受 入 職 員 の 級		俸 給 月 額		俸 給 月 額		俸 給 月 額		俸 給 月 額	
旧 法	新 法	旧 法	新 法	旧 法	新 法	旧 法	新 法	旧 法	新 法	旧 法	新 法
1	1	2	2	250,200	250,200	1	1	250,200	250,200	1	1
2	2	3	3	259,500	259,500	2	2	259,500	259,500	2	2
3	3	4	4	268,700	268,700	3	3	268,700	268,700	3	3
4	4	5	5	268,800	268,800	4	4	268,800	268,800	4	4
5	5	6	6	268,800	268,800	5	5	268,800	268,800	5	5
6	6	7	7	268,800	268,800	6	6	268,800	268,800	6	6
7	7	8	8	268,800	268,800	7	7	268,800	268,800	7	7
8	8	9	9	268,800	268,800	8	8	268,800	268,800	8	8
9	9	10	10	268,800	268,800	9	9	268,800	268,800	9	9
10	10	11	11	268,800	268,800	10	10	268,800	268,800	10	10
11	11	12	12	268,800	268,800	11	11	268,800	268,800	11	11
12	12	13	13	268,800	268,800	12	12	268,800	268,800	12	12
13	13	14	14	268,800	268,800	13	13	268,800	268,800	13	13
14	14	15	15	268,800	268,800	14	14	268,800	268,800	14	14
15	15	16	16	268,800	268,800	15	15	268,800	268,800	15	15
16	16	17	17	268,800	268,800	16	16	268,800	268,800	16	16
17	17	18	18	268,800	268,800	17	17	268,800	268,800	17	17
18	18	19	19	268,800	268,800	18	18	268,800	268,800	18	18
19	19	20	20	268,800	268,800	19	19	268,800	268,800	19	19
20	20	21	21	268,800	268,800	20	20	268,800	268,800	20	20
21	21	22	22	268,800	268,800	21	21	268,800	268,800	21	21
22	22	23	23	268,800	268,800	22	22	268,800	268,800	22	22
23	23	24	24	268,800	268,800	23	23	268,800	268,800	23	23
24	24	25	25	268,800	268,800	24	24	268,800	268,800	24	24
25	25	26	26	268,800	268,800	25	25	268,800	268,800	25	25
26	26	27	27	268,800	268,800	26	26	268,800	268,800	26	26
27	27	28	28	268,800	268,800	27	27	268,800	268,800	27	27
28	28	29	29	268,800	268,800	28	28	268,800	268,800	28	28
29	29	30	30	268,800	268,800	29	29	268,800	268,800	29	29
30	30	31	31	268,800	268,800	30	30	268,800	268,800	30	30
31	31	32	32	268,800	268,800	31	31	268,800	268,800	31	31
32	32	33	33	268,800	268,800	32	32	268,800	268,800	32	32
33	33	34	34	268,800	268,800	33	33	268,800	268,800	33	33
34	34	35	35	268,800	268,800	34	34	268,800	268,800	34	34
35	35			268,800	268,800	35	35	268,800	268,800	35	35

ロ 教育職員給表 (二) の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級		職 務 の 級	
	2 級	3 級	4 級	5 級
新号	新号	新号	新号	新号
修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間
修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間
1	2	3	4	5
2	3	4	5	6
3	4	5	6	7
4	5	6	7	8
5	6	7	8	9
6	7	8	9	10
7	8	9	10	11
8	9	10	11	12
9	10	11	12	13
10	11	12	13	14
11	12	13	14	15
12	13	14	15	16
13	14	15	16	17
14	15	16	17	18
15	16	17	18	19
16	17	18	19	20
17	18	19	20	21
18	19	20	21	22
19	20	21	22	23
20	21	22	23	24
21	22	23	24	25
22	23	24	25	26
23	24	25	26	27
24	25	26	27	28
25	26	27	28	29
26	27	28	29	30
27	28	29	30	31
28	29	30	31	32
29	30	31	32	33
30	31	32	33	34
31	32	33	34	35

ハ 教育職員給表 (四) の適用を受ける職員

旧 号	職 務 の 級		職 務 の 級	
	2 級	3 級	4 級	5 級
新号	新号	新号	新号	新号
修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間
修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間	修 得 月 間
1	2	3	4	5
2	3	4	5	6
3	4	5	6	7
4	5	6	7	8
5	6	7	8	9
6	7	8	9	10
7	8	9	10	11
8	9	10	11	12
9	10	11	12	13
10	11	12	13	14
11	12	13	14	15
12	13	14	15	16
13	14	15	16	17
14	15	16	17	18
15	16	17	18	19
16	17	18	19	20
17	18	19	20	21
18	19	20	21	22
19	20	21	22	23
20	21	22	23	24
21	22	23	24	25
22	23	24	25	26
23	24	25	26	27
24	25	26	27	28
25	26	27	28	29
26	27	28	29	30
27	28	29	30	31
28	29	30	31	32
29	30	31	32	33
30	31	32	33	34
31	32	33	34	35

二 研究費給付金の適用を受ける職員

旧		職 務 の 級		4	
号	2	級	3	級	級
修 新号修	期 月	暫定給付月額 円	修 新号修	期 月	暫定給付月額 円
1	-		1.	1	307,200
2	2		2	2	317,900
3	3		3	3	328,100
4	4		4	4	
5	5		4	4	
6	6		5	5	
7	7	228,400	6	6	
8	8	238,100	7	7	
9	9	248,800	7	7	
10	9		8	8	
11	10	263,300	9	9	
12	11	270,800	10	10	
13	12	278,400	11	11	
14	12		12	12	
15	13		13	13	
16	14		14	14	
17	15		15	15	
18	16		16	16	
19	17		17	17	
20	18		18	18	
21	19		19	19	
22	20		20	20	
23	21		21	21	
24	22		22	22	
25	23		23	23	
26	24		24	24	
27	25				
28	26				
29	27				
30	28				

三 医療費給付金（一）の適用を受ける職員

旧		職 務 の 級		4	
号	2	級	3	級	級
修 新号修	期 月	暫定給付月額 円	修 新号修	期 月	暫定給付月額 円
1	-		1	1	334,900
2	2		2	2	350,000
3	3		3	3	372,600
4	4		4	4	385,200
5	5	257,000	4	4	
6	6	268,500	4	4	
7	7	280,500	5	5	
8	8	304,600	6	6	
9	9	316,600	7	7	
10	9	328,300	8	8	
11	9		9	9	
12	10	348,000	10	10	
13	11	357,800	11	11	
14	12	367,100	12	12	
15	12		13	13	
16	13		14	14	
17	14		15	15	
18	15		16	16	
19	16		17	17	
20	17		18	18	
21	19		19	19	
22	20		20	20	
23	21		21	21	
24	22		22	22	
25	23		23	23	

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

法務委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案に伴い、平成八年度に必要な経費は、約二億八千九百万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十三万三千円」を「百三十三万九千円」に、「百八万二千円」を「百八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事	区 分		報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	
一 号	二、二六五、〇〇〇円	一、六五三、〇〇〇円	
二 号	一、一六五、〇〇〇円	一、五八三、〇〇〇円	
三 号	一、〇八七、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円	
四 号	九二二、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	
五 号	七九六、〇〇〇円	一、一六五、〇〇〇円	
六 号	七二七、〇〇〇円	一、〇八七、〇〇〇円	
七 号	六四六、〇〇〇円	一、〇八七、〇〇〇円	
八 号	五八三、〇〇〇円	一、〇八七、〇〇〇円	

平成八年十二月五日 参議院会議録第四号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

判 事 補												簡 易 裁 判 所 判 事																							
一 號	二 號	三 號	四 號	五 號	六 號	七 號	八 號	九 號	十 號	十一 號	十二 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號	六 號	七 號	八 號	九 號	十 號	十一 號	十二 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號	六 號	七 號	八 號	九 號	十 號	十一 號	十二 號
四六六、一〇〇円	四二七、七〇〇円	三九七、八〇〇円	三七一、六〇〇円	三四四、五〇〇円	三二五、九〇〇円	三〇四、一〇〇円	二九二、七〇〇円	二六六、一〇〇円	二五八、五〇〇円	二四一、四〇〇円	二三一、三〇〇円	九二二、〇〇〇円	七九六、〇〇〇円	七一七、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	四八六、四〇〇円	四六六、一〇〇円	四二七、七〇〇円	三九七、八〇〇円	三七一、六〇〇円	三四四、五〇〇円	三二五、九〇〇円	三〇四、一〇〇円	二九二、七〇〇円	二六六、一〇〇円	二五八、五〇〇円	二四一、四〇〇円	二三一、三〇〇円	二二六、一〇〇円	二一六、一〇〇円	二〇六、一〇〇円	一九六、一〇〇円	一八六、一〇〇円	一七六、一〇〇円	一六六、一〇〇円

平成八年十二月五日 参議院會議録第四号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

法務委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴

い、檢察官の俸給月額額の改定を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成八年度に必要な経費は、約二億千六百万円である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七十一万四千円」を「七十一万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二表関係）

区 分		俸 給 月 額
検 事 総 長	一	一、六五三、〇〇〇円
次 長	二	一、三四九、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	三	一、四六六、〇〇〇円
その他の検事長	四	一、三四九、〇〇〇円
一 号	五	一、三三二、〇〇〇円
二 号	六	一、一六五、〇〇〇円

検

事

三 号	一、〇八七、〇〇〇円
四 号	九二二、〇〇〇円
五 号	七九六、〇〇〇円
六 号	七二七、〇〇〇円
七 号	六四六、〇〇〇円
八 号	五八三、〇〇〇円
九 号	四六六、一〇〇円
十 号	四二七、七〇〇円
十一号	三九七、八〇〇円
十二号	三七二、六〇〇円
十三号	三四四、五〇〇円
十四号	三二五、九〇〇円
十五号	三〇四、一〇〇円
十六号	二九二、七〇〇円
十七号	二六六、一〇〇円
十八号	二五六、五〇〇円
十九号	二四一、四〇〇円
二十号	二二二、三〇〇円
一 号	六四六、〇〇〇円
二 号	四八六、四〇〇円
三 号	四六六、一〇〇円
四 号	四二七、七〇〇円
五 号	三九七、八〇〇円
六 号	三七二、六〇〇円

副 検 事

七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号
三四四、五〇〇円	三二五、九〇〇円	三〇四、一〇〇円	二九二、七〇〇円	二六六、一〇〇円	二五六、五〇〇円	二四一、四〇〇円	一三三、三〇〇円	二一八、四〇〇円	一〇五、三〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年十二月五日

議院運営委員長 下稲葉耕吉
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

- 委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される別表第一及び別表第二の給料表の改定等を行うものとして、適切な措置と認める。
- 費用
本法律施行に要する経費は、平成八年度において約三億五千万円である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成八年十二月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号	給 料 月 額
一	二	三六九、七〇〇円
	一	三九一、〇〇〇円
二	一	四五三、三〇〇円
	二	四六四、九〇〇円
	三	四七六、五〇〇円
	四	四八八、一〇〇円
	五	四九九、八〇〇円
	六	五一一、四〇〇円
	七	五二三、〇〇〇円
	八	五三〇、八〇〇円
	九	五三八、六〇〇円
三	一	五五七、九〇〇円
	二	五七〇、六〇〇円
	三	五七九、一〇〇円
	四	五八七、六〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号	給 料 月 額
一	二	二七六、九〇〇円
	一	二八七、三〇〇円
二	一	三二七、六〇〇円
	二	三三六、〇〇〇円
	三	三四四、四〇〇円
	四	三五二、八〇〇円
	五	三六一、二〇〇円
三	一	三九二、〇〇〇円
	二	四〇一、三〇〇円
	三	四一〇、六〇〇円
	四	四一九、九〇〇円
	五	四二六、二〇〇円

附 則

- （施行期日等）
この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。
- （給与の内払）
改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本体 一〇〇円 送料 〇〇円 別